

Season-8の最終回は、攻撃側の立場から著作権侵害を考えてみたいと思います。攻撃側から見て立証ハードルの一番高い要件は依拠性でしょう。依拠性は、著作物性や類似性と違い、事実の問題ですから、特にそういった争いに慣れていない我々産業財産権分野の人間にとって苦勞する課題です。攻撃側から依拠性をどのように立証するかを考えてみましょう。



著作権侵害の攻防
についての後編で
す！ 今月も頑張
りましょう。

なかがわ

な) チョッキーは著作物性、類似性、依拠性のうち、攻撃側から立証することが一番難しい要件はどれだと思う？

ち) やっぱり依拠性かなあ？ 独自に創作したものと主張されてしまったら、攻撃側がそれを反証しなきゃならないでしょ？

な) そうなんだ。知っていたことを立証するのは大変なんだよ。

ち) 依拠性は、相手方にそういう行為があったかどうかという事実の問題だもんね。

アッという間に
最終回だね……。
寂しいな。



チヨッキー

1. 防御側の心理

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1 「著作物性」とはCreativity（創作性）なのか、Originality（独自性）なのか、という問題があるが、筆者は写真に求められる著作物性のハードルの低さを考えると、後者であるように思う。

な) そもそも、なぜ防御側は「知らない」という主張をしやすいんだと思う？

ち) どうしてだろう？ でも、誰だって「まねた」と言われて良い気はしないよね！

な) じゃあ、「参考にした」という言い方だったらどう？

ち) う～ん。産業財産権の分野なら、参考にしたかどうかは問題ではないよね。「参考にして何が悪いの？」って思うもん(笑)。

な) ハハハ、そうだよ。同じ創作保護法といっても、特許権は積み上げの技術進歩を前提とした権利だからね。「参考にしたでしょ？」と言われたとしても、それが当たり前だから、事実がそうなら否定はしないよね。しかし、芸術家の場合はどうかな？

ち) そうだなあ……。オリジナリティーが否定されたみたいで、イヤかもしれないね。

な) まさに「オリジナリティー」がキーワードだね^{※1}。辞書で「芸術家」を引くと「芸術作品を創造し、また、表現する人」と書いてあるけど、オリジナリティーがなかったら「創造」の程度が低くなってしまおうし、最悪、「創造」が否定されてしまうことになりかねないよね。

ち) なるほどネ～。防御側の感覚が特許とは違うね。でもサ、センサー。依拠性があること自体は、決して相手側のオリジナリティーを否定するものではないでしょ？ 例えば、両者の共通するところが、著作物性と関係ないありふれた手法だったり、または単なる情報だったりすることもあるでしょ？ それなら、オリジナリティーは否定されないよ。

な) そのとおり。知っていたこと^{※2}と創作の程度は別だからね。いろいろ判決例を読んでいると、防御側も依拠性に対して必要以上に敏感になっているケースが多いように思う。反対に、攻撃側も、相手方に対して「まねをした」「模倣した」「コピーした」などという強い言葉を使うべきではないね。

※2) 「依拠」とは、知っていて、かつ、それを作品に反映させていることである。したがって、攻撃側の作品の存在を知っていたと認めたとうえで、しかし、パブリックドメインになっている他の古い作品を参考にした、という防御側の主張も成り立つと思われる。

ち) ウンウン。「知っていて、参考にした」というような言い方がいいかもしれないね。

2. 偶然でここまで似ることはない

な) では、具体的な依拠性の立証の話に移るよ。防御側に依拠性を否定されたら、攻撃側はどのように立証したらいいと思う？

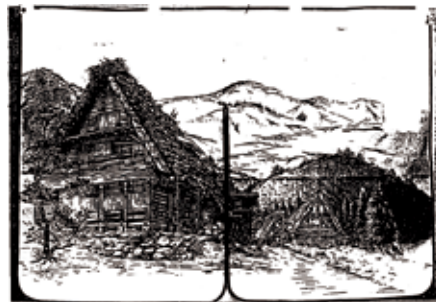
ち) うーんと……。 「こんなに似ているんだから、当然、参考にしただろう！」という主張はどう？

な) ピンポン！ 正解！ それが第1の類型だね。具体例を見てみよう。

【攻撃側絵画 ※ 本件著作物(二)】



【防御側絵画 ※ 被告絵画(二)】



この事件では、防御側が依拠性を否定したんだけど、チョッキーはどう思う？

ち) 似ているところがありふれた表現かどうかはともかく、煽りのアングルとか、窓が開いているところとかソックリだよな。

な) なかなか目の付けどころがいいね！ 裁判所は次のように判断しているんだ。

判決例

【山の民家事件】 東京地判 H4.11.25 平成2(ワ)15000号

本件著作物(一)と被告絵画(一)、本件著作物(二)と被告絵画(二)は、それぞれ、線の太い細いや画風の差があり、対象物についても背景等の重要でない部分において若干の相違があるとはいえ、それぞれ、同一の対象物を同じ角度から同じ構図で写實的に描いたもので、表現内容の中心ともいべき建物やその近傍の樹木、畑の状況は、窓の開閉状況や道具類の位置等写生の時期が違えば変化しているはずの細部に至るまで一致しているところ、……(中略)……Bは、本件著作物(一)及び(二)の複製の主要な部分をほとんどそのまま自己の筆法で写すようにし、周辺部を変更して被告絵画(一)及び(二)の下絵を製作したものと推認することができ、被告絵画(一)及び(二)は、本件著作物(一)及び(二)に依拠して作出されたものといわざるをえない。

次のページでもう一つ、判決例を見てみよう。

ち) アハハッ。「偶然では、こんなに似ることはナイ！」っていうことだよな。

な) そういうこと。依拠性は、とにかく原告の著作物を知っていて参考にしたことを認めさせることが目的だから、共通性の項目の多さに着目すればいいわけだね。もう一つ、同じような事件の判決を見ておこう。ポイントは、上記事件と違って、争われた図が学説に基づいた想像図だということだよ。



【日本の城の基礎知識事件】 東京地判 H6.4.25 平成4(ワ)17510号

被告図面1ないし8と、本件図面1ないし8とを対比すると、ハイライト版の網の用い方の差に起因する輪郭線の鮮明さの違いがあるけれども、**具体的な構図、内容は微細な点を除けば極めて似ているものであり、しかも、本件図面1ないし8は学問的知識に基づいて概念的に作成された想像図であるから、被告図面は本件図面と関係なく作成されたものが偶然に本件図面と似たものとはとうてい解することができず、被告図面1ないし8は、それぞれ、本件図面1ないし8に依拠して作成されたものと推認することができる。**

子)なるほど～、実際にある風景を写生したイラストと違って、想像図であれば、余計に「こんなに似るはずがないでしょ！」ってことになるネ。

3. 知らないはずはない

ウルトラセブンもガンダムも本当に知らないよ～。チョッキー、信じて。



な)他に、攻撃側として主張できることはないかな？

子)うーん、何かあるかなあ……？

な)じゃあ、僕が『ウルトラセブン』や『ガンダム』を一度も見たことがありません』って言ったら、チョッキーは信じる？

子)キャハハ！ センセー、何言ってるの～？(笑) これまでイッパイ話題にしてきたのに、今さら信じられるわけがないでしょ！

な)でしょ？ つまり、社会的に認知されている作品は、知らないはずはないってことになるんだよ。

子)いや、ソコ違うでしょ！ センセーだからウソだって分かるけど、世の中には「ウルトラセブン」も「ガンダム」も見たことない人はいると思うヨ。

な)ハハハ。じゃあ、こう言い換えよう。防御側の職業や趣味から、攻撃側の作品を知らないはずはないって。これだったら、どう？

子)それなら正しいかも。実際に、そういった理由で依拠性を認めた事件があるの？

な)あるんだ。これが第2の類型だね。次の2つの事件の判決文を読んでみて。

【古文語呂合わせ事件】 東京地判 H11.1.29 平成10(ワ)21662号

依拠性について判断する。原告書籍と被告書籍は、いずれも、大学受験用に古文単語を語呂で記憶するための著書であり、執筆目的が共通であること、**原告書籍は、被告書籍の発行よりも7、8年程度以前から発行され、現在まで相当部数が販売されていること**(甲6、弁論の全趣旨^{*3)})、原告語呂合わせと被告語呂合わせとを対比すると、かなりの点において共通する部分が存在することに鑑みれば、被告語呂合わせ(著作権侵害部分に限る。)は、原告語呂合わせに依拠して作成されたものと推認される。

※3) 筆者もそうであるが、古文の参考書は大学受験以来、読んだことがないという方も多いだろう。「相当部数が販売されている」とはいえ、裁判所が防御側の依拠性を認定したのは、防御側が同業者であったからだと思われる。

※4) この事件では著作権侵害が認定された。個人的感想であるが、芸術家にとってオリジナリティーが否定されることは厳しいことだと思われる。例えば、我々一般人は、撮影した肖像写真が「土門拳の写真のようで素晴らしい」と言われればうれしいだろうが、プロの写真家は決して喜ばないだろう。

【記念樹事件】 東京高判 H12.9.6 平成10(ネ)1516号

甲曲は、昭和41年に公表された当時にコマーシャルソングとして広範な層の国民に絶大な人気を博したばかりでなく、その後も、長く歌い継がれる大衆歌謡ないし唱歌としての地位を確立し、昭和40年代から乙曲の作曲された当時(平成4年)にかけての時代を我が国で生活した大多数の者によく知られた著名な楽曲であることが認められ、被控訴人が本訴提起の直後に受けた放送記者のインタビューに対する応答(甲85、検甲24)からも、被控訴人自身、これと別異の認識を有していたわけではないことがうかがわれる^{*4}。

子)なるほど。社会的に知られているという事実は依拠性が肯定されやすいんだね。

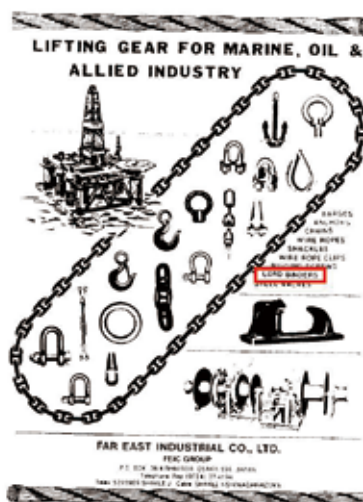
4. 似ているはずのないところが同じ

な)最後に、もう一つの依拠性立証パターンを考えてみよう。次の図を見て、何か気がつくことはないかな？

【攻撃側絵画 ※ 原告イラスト】



【防御側絵画 ※ 被告イラスト】



は〜い。
誤植発見！



ち)赤枠の部分「LORD BINDERS」って書かれているね。辞書で引くと、「LORD」は「主人、貴族、有力者」ってことだけど、意味がヘンだね……。あッ、そうか。港湾用具関係のイラストだから「LOAD BINDERS^{※5}」の誤植なんだね。

※5) 荷役把持具

な)いくつかの事件では、誤植の共通性をもって、依拠性を認めているんだよ。レアケースだけど、これが第3の類型だね。2つの判決文を見てみよう。

判決例

【商業広告事件】 大阪地判 S60.3.29 昭和58(ワ)1367号、3087号

本件広告(1)と本件広告(2)とは、英文文字で記載されたタイトル、商品名、環状の鎖の図案、工具の部品の写真は同一であり、証人Aの証言によれば、本件広告(1)に列挙されている英文文字で記載された商品名のうち、「LORD BINDERS」とあるのは「LOAD BINDERS」の誤植であるが、本件広告(2)にも誤植のまま使用されていることが認められる。……(中略)……本件広告(2)が本件広告(1)からある程度の示唆を受けて作成されたものとしても……^{※6}

※6) 本事件は、依拠性は認定されたものの、表現としては異なるとして(つまり、類似性はないとして)、著作権侵害は認められなかった。

判決例

【タクシータリフ事件】 東京地判 H4.10.30 昭和63(ワ)5437号

原告書籍の91頁の予約No.5ないし7欄には、本来「大鍾乳洞」と記載されなければならないのを「大鍾乳洞」と記載した誤植があるのに、対応する被告書籍の106頁の予約No.5ないし7欄にも同じ誤植があり、原告書籍の93頁の予約No.1ないし3、23欄には、本来「富山城」「神岡」と記載されなければならないのを「富士城」「福岡」と記載した誤植があるのに、対応する被告書籍の109頁の予約No.1ないし3、23欄にも同じ誤植があり、……(中略)……右のとおりであるから、被告は、被告書籍のうちの別紙対応表(一)記載の頁の被告コース表及び同(二)記載の被告案内図について対応する原告書籍の原告コース表及び原告案内図に依拠してこれらと表現が同一又は極めて類似したものを作成したものと認められ……



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900

ち)なんか、推理小説に使われる謎解きのネタみたいだね(笑)。

な)そう。事実があれば、思いの外、足跡は残っているものだよ。依拠性の立証は確かに簡単ではないけれど、上記の類型を参考に考えてみると道は開けるかもしれないよ。



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp

Season-9 (10月号より連載開始) では、著作権の契約について考えます。